

## 発議第8号

### 議案第92号 平成27年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議について

議案第92号 平成27年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成28年9月28日 提出

松阪市議会議員	松	田	俊	助
	米	倉	芳	周
	深	田	龍	
	濱	口	高	志
	久	松	倫	生

### 議案第92号 平成27年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する附帯決議

この度、三重県消防操法大会に係る平成27年度の予算執行に疑義があるということで、平成28年9月9日の総務企画分科会において、様々な視点から審議を重ねた。この経過で、事前に松阪市消防団事務局から嬉野方面団の銀行口座に振り込まれた訓練手当が、職員によって不正に使い込まれたという事実がなかったということは、確認できた。

しかし、一方で消防用ホース等の資機材を購入するにあたり、平成27年度中に補正予算を組むなどの措置を施さず、平成28年度に入ってから、平成27年度の訓練手当によって支払われたという、予算執行上の過失は認められた。また、市長もこの予算執行が不適切であったと認めている。ただし、会計処理については、平成28年度中に適正な精算ができるることは確認できた。

改めて今回の問題を概括すれば、松阪市消防団事務局と消防団との間の意思疎通の欠如にその根本的な原因があったことは明らかであり、組織的改善が図られるべきであるとの指摘は、予算を執行する立場の市として真摯に受け止められねばならない。

については、今後、不適切な予算執行が行われることがないよう、松阪市消防団事務局はもとより、庁内全体の組織の見直しの徹底を図り、厳正な予算執行を行っていくことを強く求める。

以上、決議する。